

賃金等の変動に対する工事請負契約事項第25条第6項（インフレ条項）の運用マニュアル（暫定版）の一部を次のとおり改正する。

新旧対照表

新		旧	
賃金等の変動に対する工事請負契約事項第25条第6項（インフレ条項）の運用マニュアル（暫定版）		賃金等の変動に対する工事請負契約事項第25条第6項（インフレ条項）の運用マニュアル（暫定版）	
平成26年2月 制定 令和4年12月 改正		平成26年2月 制定	
はじめに		はじめに	
本資料は、工事請負契約事項第25条第6項のインフレスライド条項について、「賃金等の変動に対する工事請負契約事項第25条第6項（インフレ条項）の運用について」（令和4年12月26日一部改正、以下「本運用」という。）に関するスライド額の算定方法や発注者及び受注者間における協議等について、秋田県における運用の考え方を整理したものである。		本資料は、工事請負契約事項第25条第6項のインフレスライド条項について、「賃金等の変動に対する工事請負契約事項第25条第6項（インフレ条項）の運用について」（平成26年2月6日付け技管-1210、以下「本運用」という。）に関するスライド額の算定方法や発注者及び受注者間における協議等について、秋田県における運用の考え方を整理したものである。	
1. 適用対象工事		1. 適用対象工事	
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準又は物価水準の変更がなされた時とする。</p>		<p>(1) (略)</p> <p>(2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準_____の変更がなされた時とする。</p>	
・ 全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い		・ 全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い	
項目	全体スライド (契約事項第25条第1項から第4項)	単品スライド (契約事項第25条第5項)	インフレスライド (契約書事項25条第6項)
適用対象工事	工期が12ヶ月を超える工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 (本運用通知日時点で継続中の工事及び新規契約工事)	すべての工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事 (本運用通知日時点で継続中の工事及び新規契約工事)
請負額変更の方法	対象 請負契約締結の日から12ヶ月経過した後に設定した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	対象 部分払いを行った出来形部分を除く全ての資材(鋼材類、燃料油類等)	対象 _____基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
項目	全体スライド (契約事項第25条第1項から第4項)	単品スライド (契約事項第25条第5項)	インフレスライド (契約書事項25条第6項)
適用対象工事	工期が12ヶ月を超える工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 (本運用通知日時点で継続中の工事及び新規契約工事)	すべての工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事 (本運用通知日時点で継続中の工事及び新規契約工事)
請負額変更の方法	対象 請負契約締結の日から12ヶ月経過した後に設定した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	対象 部分払いを行った出来形部分を除く全ての資材(鋼材類、燃料油類等)	対象 本運用に基づき、賃金水準の変更がなされた後に設定した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等

受発注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (29条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。)
再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来形部分を除いた工期内全ての資材を対象に、精算変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない)	可能

受発注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (29条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。)
再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来形部分を除いた工期内全ての資材を対象に、精算変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない)	可能 (本運用に基づき、賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)

2. 請求日及び基準日等について

(略)

3. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこと _____ とする。

・ スライド対象の確認

(略)

・ スライド協議の請求について

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面（別紙様式1-1又は1-2）により行うこととする。

また、基準日設定後に新たに賃金水準等が変更され、かつ、残工事の工期が新たな基準日から2ヶ月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。

・ スライド額協議開始日について

(略)

・ スライド協議期間について

(略)

・ 実施フローについて

(略)

2. 請求日及び基準日等について

(略)

3. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

・ スライド対象の確認

(略)

・ スライド協議の請求について

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面（別紙様式1-1又は1-2）により行うこととする。

また、基準日設定後に新たに賃金水準_が変更され、かつ、残工事の工期が新たな基準日から2ヶ月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。

なお、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、1回を基本とする。

・ スライド額協議開始日について

(略)

・ スライド協議期間について

(略)

・ 実施フローについて

(略)

4. 請負代金額の変更

(略)

5. 出来高数量の確認

(略)

6. 物価指数

(略)

7. 変更契約の時期

(略)

8. 全体スライド及び単品スライド条項の併用

(略)

参考. 契約事項第25条 (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

(略)

(別紙1)

(略)

(別紙様式1-1) ~ (別紙様式2)

(略)

(別添) ~ (別紙様式3-2)

(略)

4. 請負代金額の変更

(略)

5. 出来高数量の確認

(略)

6. 物価指数

(略)

7. 変更契約の時期

(略)

9. 全体スライド及び単品スライド条項の併用

(略)

参考. 契約事項第25条 (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

(略)

(別紙1)

(略)

(別紙様式1-1) ~ (別紙様式2)

(略)

(別添) ~ (別紙様式3-2)

(略)

